

# 商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

2022年9月5日

商工中金

## 各種手数料の改定について

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

この度、商工中金は、振込手数料、代金取立手数料、両替手数料・硬貨整理手数料並びに取引推移証明書発行手数料を改定します。本改定は、キャッシュレス・デジタル化の推進及びお客さまにとって分かりやすい手数料体系とすることを目的としています。

商工中金は、各種デジタル取引の普及を踏まえ、経理事務等の効率化やペーパーレス化に対応する様々なサービスをご用意し、書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減をサポートしてまいります。この機会にインターネットバンキング等を活用した決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 改定内容

(1) 振込手数料 【改定時期：2023年4月3日(月)】 ※他手数料とは改定時期が異なります

お客さまのインターネットバンキング等ご利用を促進するため、法人IB・FBサービスによる振込手数料を引き下げます。窓口ご利用分につきましては、ご提供にかかる事務コストを反映した水準とします。

現在窓口をご利用のお客さまにおかれましては、この機会に法人IB・FBサービスへの移行をご検討ください。

(消費税等込)

	現 行			改 定 後		
	当金庫 同一支店宛	当金庫 本支店宛	他行宛	当金庫 同一支店宛	当金庫 本支店宛	他行宛
窓口ご利用	880円	880円		1,100円	1,100円	
法人IB・FBサービス ご利用	無 料	330円	550円	無 料	無 料	330円

(2) 代金取立手数料 【改定時期：2022年10月31日(月)】

電子交換所への移行により手形・小切手の取扱区分が変更となることから、手数料を改定します。下記「2. 全国銀行協会による電子交換所の運用開始」も併せてご覧ください。

なお商工中金は、手形・小切手に代わる決済手段として、法人IB・FBサービスやでんさいのご利用を推奨しております。

(消費税等込)

現 行		改 定 後	
区 分	手数料	区 分	手数料
同 地	660円	普通扱い ※1	660円
隔 地 (当金庫本支店宛)	880円		
隔 地 (他行宛)	990円		
隔 地 (他行宛 至急扱)	1,320円	個別扱い ※2	1,650円

※1 支払場所となっている店舗で直接入金する小切手、及び支払場所となっている店舗で支払期日に受領し同日直接入金する場合の手形の取立手数料は無料となります。

※2 電子交換所不参加金融機関への取立、電子交換所を介さず支払場所へ郵送で取立を行う場合等

(3) 両替手数料・硬貨整理手数料 【改定時期：2022年10月31日(月)】

ご提供にかかる事務コストを反映した水準とするため、手数料を改定します。

(消費税等込)

枚 数	現 行		改 定 後	
	両替手数料	硬貨整理手数料	両替手数料	硬貨整理手数料
1～100枚	550円	無 料	770円	無 料
101～500枚	660円		770円	
501～1,000枚	1,100円		1,540円	
1,001枚以上	1,650円		2,310円	
以 降	1,000枚毎に660円加算		500枚毎に770円加算	

(4) 相続関連取引推移証明書発行手数料 【改定時期：2022年10月31日(月)】

対象のお取引を拡大するとともに、名称を「取引推移証明書発行手数料」へ変更します。

(消費税等込)

	現 行		改 定 後
名 称	相続関連取引推移証明書発行手数料		<b>取引推移証明書発行手数料</b>
対象となるお取引	被相続人の口座に係る取引明細の照会		<b>個人</b> の口座に係る取引明細の照会
手 数 料 金 額	照 会 期 間	手 数 料	同 左
	1年以下	1,100円	
	(1年追加毎に)	550円を加算	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照会期間は、ご依頼日の前日より過去10年間です。</li> <li>・ 証明書発行ご依頼時に、照会期間に応じた手数料をお支払いいただきます。</li> <li>・ 照会の結果、取引明細が1件もない場合も、照会期間に応じた手数料が必要となります。</li> <li>・ ご指定期間の端数月数は年単位に切り上げとします。</li> </ul>		同 左

## 2. 全国銀行協会による電子交換所の運用開始

全国銀行協会は、これまで全国各地の手形交換所で行ってきた金融機関間の手形・小切手の交換方法を電子化します。これに伴い、電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を2022年11月に設立します。現在は人手を介して搬送している手形・小切手ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

お客さまのお手続き方法に変更はなく、従来どおり「紙」の手形・小切手をお持ち込みいただけます。

詳細は全国銀行協会ホームページ (<https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/news/17389/>) をご参照ください。なお本運用開始に伴い、商工中金は当座勘定規定等を改定します。当座勘定規定等の改定につきましては、別途商工中金ホームページにてお知らせします。

(電子交換所イメージ)

